

事前相談評価 評価基準書

2014年3月26日

経済産業省

目次

I 評価基準の目的と構成.....	2
II 評価基準.....	7
II.1. 記載事項.....	8
II.1. (1) 必要十分な記載事項.....	8
II.2. 記載方法.....	10
II.2. (1) 取得するパーソナルデータとその取得方法に係る記載方法.....	10
II.2. (2) パーソナルデータの利用目的に係る記載方法.....	12
II.2. (3) 第三者への提供の有無及びパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先に係る記載方法.....	15
II.2. (4) 消費者によるパーソナルデータの提供の停止の可否及びその方法に係る記載方法.....	17
III 評価の実施方法.....	19

I 評価基準の目的と構成

1. 目的

本評価基準は、パーソナルデータを利活用してサービスを行う事業者が、消費者からパーソナルデータを取得し利用する際に、消費者との信頼関係を構築する観点から取り組む、消費者に対する情報提供、説明の内容の適切性について、第三者が事前に評価するために用いることを目的とするものである。本評価基準では、消費者との同意を得る様々な場面（パーソナルデータの取得時、サービス利用開始時、サービス利用中等）において、事業者が、消費者に提示すべき情報を消費者に誤解を与えることなく分かり易く提示できているか否かを判断するための評価項目を示している。

なお、消費者との信頼関係を構築するための要素としては、上記の情報提供や説明の内容の他にも、情報提供や説明の方法（当該説明等の画面構成の具体的状況や当該説明等がどこからリンクされているのか、などをいう。以下同じ。）や消費者による事業者へ提供されるパーソナルデータの選択の可否などが挙げられる。本評価基準は、これらのうち、情報提供や説明の内容を評価することを目的とするものである。

本評価基準を参照して第三者が事前評価を実施することにより、消費者と事業者との間のトラブル防止、サービスの信頼性向上の実現を目指す。

2. 適用範囲

本評価基準は、以下の内容について、第三者が評価を実施する際の評価項目及び評価手法を示したものである。

2. 1. 評価対象

本評価基準は、パーソナルデータを利活用して提供されるサービスについて、事業者がパーソナルデータを取得し利用する際に行う消費者に対する情報提供や説明の内容を評価対象とする。

具体的な評価対象としては、以下がある。

- 利用規約又は利用規約の記述内容を分かり易く表現した文書や画面表示
- プライバシーポリシー又はプライバシーポリシーの記述内容を分かり易く表現した文書や画面表示

など

2. 2. 評価内容

2. 1. の評価対象が、本評価基準で示す評価項目を満たしているかどうかを評価する。

2. 3. 注意事項

本評価基準は、事業者による消費者に対する情報提供や説明の内容（原則として、インターネット上でサービスの説明等のために行う表示）に限って評価を実施するためのものであり、情報提供や説明の方法やサービスそのものの内容、パーソナルデータの取扱い手法の妥当性、個人情報の保護に関する法律をはじめとする各種法令及び各種ガイドライン等への適合性（例えば、安全管理措置の実施状況の妥当性など）等に関する評価を目的としたものではない。

また、本評価基準は、評価に当たり事業者から提出された書面やヒアリングを通じて受けた説明の内容と、2. 1. で示した評価対象の内容との間に齟齬や乖離がないか評価することを前提とするものであって、評価対象に係るサービスの実態との齟齬や乖離がないことを評価することを前提とするものではない。これを評価するには、例えば、評価対象に係るサービスにおける実際の情報の取扱いについて、システム監査をするなどしてその実態を具体的に調査する必要があるものと想定されるが、本評価基準はこういった場合が生じることを前提として作成されていない。

3. 使用方法

本評価基準は、2. 1. で示した評価対象について、以下に掲げる項目を評価する方法で使用する。

- (1) 消費者にとって分かり易いものとなっているか、また、誤解を招く表現になっていないか
- (2) 利用規約や事業者から説明を受けた評価対象に係るサービスの内容と齟齬がないか
- (3) 評価対象に係るサービスにおける消費者から取得するパーソナルデータの取得方法や利用方法として、事業者から説明を受けた内容と乖離がないか

4. 用語の定義

4. 1. パーソナルデータ

2005年(平成17年)より経済産業省において推進した「情報大航海プロジェクト」で用いられた「パーソナル情報」の概念を引用しており、個人情報の保護に関する法律に規定する「個人情報」に限らず、位置情報や購買履歴など広く個人に関する個人識別性のない情報を含む。なお、経済産業省において2012年(平成24年)11月から2013年(平成25年)5月まで開催した「IT融合フォーラム パーソナルデータワーキンググループ」及び総務省において2012年11月から2013年(平成25年)6月まで開催した「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」においても上記の概念と同様に個人識別性を問わない「個人に関する情報」を「パーソナルデータ」と定義している。

4. 2. サービス

事業者がユーザーに提供する役務のこと。

4. 3. 利用規約

多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用されるもの。

4. 4. プライバシーポリシー

企業が策定した、自社の **Web** サイトなどにおける個人情報やパーソナルデータの収集・利用に関する方針。その企業の **Web** サイトなどで収集する個人情報やパーソナルデータの種類や取得方法、利用目的や利用方法、保管や破棄についての方針を記述したもの。**Web** サイト上などで「プライバシーについて」「個人情報について」「個人情報保護方針」などの題目で掲示されていることが多い。

4. 5. 必要十分

本報告書では、「必要なことがすべて含まれており、余計なことが含まれていない状態を指すもの」として用いる。

評価項目一覧

1. 記載事項

(1) 必要十分な記載事項

- 1 パーソナルデータの取扱いに関する情報として、以下の7項目が記載されていること
 - 1) 提供するサービスの概要
 - 2) 取得するパーソナルデータと取得の方法
 - 3) パーソナルデータの利用目的
 - 4) パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの第三者への提供の有無及び提供先
 - 5) 消費者によるパーソナルデータの提供の停止・訂正の可否及びその方法
 - 6) 問合せ先
 - 7) 保存期間、廃棄

2. 記載方法

(1) 取得するパーソナルデータとその取得方法に係る記載方法

- 2 取得するパーソナルデータの項目とその取得方法について、可能な限り細分化し、具体的に記載していること
- 3 取得するパーソナルデータの項目やその取得方法のうち、消費者にとって分かりにくいものを明確に記載していること

(2) パーソナルデータの利用目的に係る記載方法

- 4 取得するパーソナルデータの利用目的を特定し、具体的に記載していること
- 5 パーソナルデータの利用目的が、取得するパーソナルデータの項目と対応して記載されていること
- 6 取得するパーソナルデータの利用目的のうち、消費者にとって分かりにくいものを明確に記載していること

(3) 第三者への提供の有無及びパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先に係る記載方法

- 7 事業者が取得するパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する場合、その提供先（事後的に提供先を変更する場合は提供先の選定条件を含む）及び提供目的が記載されていること
- 8 事業者が取得したパーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する場合、その加工方法が記載されていること

(4) 消費者によるパーソナルデータの提供の停止の可否及びその方法に係る記載方法

- 9 消費者が事業者によるパーソナルデータの取得の中止又は利用の停止が可能であるかが記載され、可能である場合には取得の中止方法又は利用の停止方法を明示して記載していること

II 評価基準

本評価基準に基づく評価は、II. 1. 及びII. 2. で定める各評価項目に基づき行うが、各評価項目に共通する原則を基本原則として以下に定め、各評価項目の評価の判断において、当該基本原則を踏まえることとする。

基本原則

消費者からの信頼を得るためには、事業者が「サービス提供等の前提として消費者の理解を得る」という利用規約等の本質的な目的を十分に認識した上で、消費者に対して分かり易い表現で表示すること等を通じて、事業者と消費者との間に共通認識を醸成することが重要である。

現状では、ほとんどの消費者が利用規約等を読まずにサービスの利用を開始しており、現行の利用規約等に対する同意取得が、半ば「クリックトレーニング」（利用規約等を読まずに盲目的に（サービスの利用に当たって必要な動作として）同意ボタンを押すこと）と化しているのが実態である。その結果、昨今のパーソナルデータを巡る消費者と事業者の間のトラブルの多くは、消費者は利用規約等に形式的には同意したことになっているにも関わらず、事業者が消費者の期待を裏切る形でパーソナルデータを取得・利用したと評価され、批判を受けるというものである。このような問題を回避するためには、多くの利用規約等に見られるような、冗長で分かりにくい記述等ではなく、消費者の理解を助けるような分かり易い形での情報提供が必要である。

上記の観点から、パーソナルデータの取扱いに関する情報には、全体として、意味・内容が明確な用語を用い、一貫した言葉遣いで平易かつ簡潔に記載され、消費者から見ても分かり易い記載方法・表現方法を用いて説明されていることが、基本原則として求められる。

※ 「意味・内容が明確な用語を用い、一貫した言葉遣いで平易かつ簡潔に記載されている」と判断されるために求められる事項の例

- 可能な限り、一般的に広く用いられる用語を用いていること
- 専門用語を用いる場合には、法令や規格標準などで定義された意味・内容となっていること
- 同じ意味・内容を示すものとして異なる単語を用いていないこと
- 同じ単語を複数の異なる意味・内容で用いていないこと

II.1. 記載事項

「記載事項」に関する評価項目は、事業者が消費者に提供するパーソナルデータの取扱いに関する情報が必要十分なものとなっているかを評価することを目的とするものである。

II.1. (1) 必要十分な記載事項

昨今のパーソナルデータを巡る消費者と事業者との間のトラブルの多くは、事業者が消費者の期待を裏切る形でパーソナルデータを取得・利用したと評価され、批判を受けるといものである。このような事業者と消費者の間での認識の齟齬による問題を解決するには、多くの利用規約やプライバシーポリシー等で見られるような冗長で分かりにくい記載ではなく、消費者が正しい理解をする上で知っておくべき必要十分なものに絞り込み、全体を簡潔な記載とすることが有効である。

上記の観点から、本項に掲げる評価項目は、パーソナルデータの取扱いに関する情報について、消費者が正しい理解をする上で必要十分なものに絞り込んで記載されているかについて確認することを目的とするものである。

評価項目 1：消費者に提供すべきパーソナルデータの取扱いに関する情報の項目

パーソナルデータの取扱いに関する情報として、以下の 7 項目が記載されていること

- 1) 提供するサービスの概要
- 2) 取得するパーソナルデータと取得の方法
- 3) パーソナルデータの利用目的
- 4) パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの第三者への提供の有無及び提供先
- 5) 消費者によるパーソナルデータの提供の停止・訂正の可否及びその方法
- 6) 問合せ先
- 7) 保存期間、廃棄

【評価の観点】

本評価項目では、パーソナルデータの取扱いに関し、事業者が消費者に提供すべき必要十分な情報として 7 項目を示し、当該 7 項目が記載されているか、また、不必要な項目が記載され冗長になっていないかを確認する。

【本評価項目を満たしていると評価できる例】

- 上記の 7 項目がパーソナルデータの取扱いに関し消費者に提供する情報として漏れなく正確に記載されている場合

【本評価項目を満たしていないと判断される例】

- 上記の 7 項目がパーソナルデータの取扱いに関する情報に記載されているが、事業者から説明を受けた当該サービスにおけるパーソナルデータの取扱いと齟齬があり、正確な記載になっていない場合
- 上記の 7 項目以外の不必要な項目がパーソナルデータの取扱いに関する情報に記載されており、結果としてパーソナルデータの取扱いに関する情報が冗長になっている場合
- ※ クッキー（ファーストパーティークッキー及びサードパーティークッキーのいずれも）でパーソナルデータを取得している場合、「取得するパーソナルデータ」にクッキーで取得している Web 閲覧履歴等を記載することが求められる。

II.2. 記載方法

「記載方法」に関する評価項目は、評価項目 1 で挙げた 7 項目に係る情報を消費者に提供する上での表現振りや具体性等の記載方法が適切なものとなっているかを評価することを目的とするものである。

II.2. (1) 取得するパーソナルデータとその取得方法に係る記載方法

取得するパーソナルデータとその取得方法に係る記載方法については、以下の点を満たすことが求められる。

評価項目 2：事業者が取得するパーソナルデータの項目等の具体性

取得するパーソナルデータの項目とその取得方法について、可能な限り細分化し、具体的に記載していること

【評価の観点】

現行の利用規約等においては、現在取得していない種類のパーソナルデータを将来取得する可能性があることを考慮し、取得するパーソナルデータの項目を消費者に説明する際に、概括的に記載している場合が多い。その結果、消費者には不透明な記載と見えてしまい、不安感を惹起する要因となり得る。このため、取得するパーソナルデータの項目とその取得方法について、可能な限り細分化し、具体的に記載することが重要である。

本評価項目では、取得されるパーソナルデータの項目とその取得方法について、消費者が誤解なく理解できる程度に、細分化・具体化されているかを確認する。

【本評価項目を満たしていると評価できる例】

- 性別、年齢のみを取得している場合において、「性別、年齢その他必要な属性情報」などと記載せず、性別と年齢を取得している旨を説明しているなど、概括的に記載せずに個々のパーソナルデータを具体的に記載し、それらの取得方法についても、「お客様が入力した場合に取得します」など、具体的に説明している場合

【本評価項目を満たしていないと判断される例】

- 性別、年齢等のパーソナルデータを取得している場合において、パーソナルデータの取得方法については「お客様が入力した場合に取得します」など、具体的に説明しているが、取得しているパーソナルデータについては「属性情報」とのみ記載し、その具体的な内容について、リンク先等も含め、説明がない場合

評価項目 3：事業者が取得するパーソナルデータの項目等の明確な記載

取得するパーソナルデータの項目やその取得方法のうち、消費者にとって分かりにくいものを明確に記載していること

【評価の観点】

パーソナルデータの取扱いについて消費者の正しい理解を得るには、消費者にとって、サービス内容や取得の経緯から取得されることが容易に想像できるパーソナルデータよりも、容易には想像しづらいパーソナルデータが取得されるという情報の方が重要である。そのため、消費者がサービス内容や取得の経緯から取得されることを想像することが困難なパーソナルデータの項目や意外に思うようなパーソナルデータの項目等を特に明確に記載することが求められる。

本評価項目では、消費者がサービス内容や取得の経緯から取得されることを想像することが困難な、消費者にとって分かりにくいパーソナルデータの項目等について、明確に記載されているかを確認する。

【本評価項目を満たしていると評価できる例】

- 外部の Web サイトの閲覧履歴に基づいてリコメンド情報をページ内に記載している e コマースサイトにおいて、一般消費者にとって想像しにくいと考えられる「外部の Web サイトの閲覧履歴」に係る記載部分を、四角で囲むなどして目に付き易いようにした上で、誤解や勘違いが生じることのないように丁寧かつ分かり易く説明している場合

【本評価項目を満たしていないと判断される例】

- 外部の Web サイトの閲覧履歴に基づいてリコメンド情報をページ内に記載している e コマースサイトにおいて、一般消費者にとって想像しにくいと考えられる「外部の Web サイトの閲覧履歴」を、目に付き易いようにするための配慮をすることなく、他に列挙される数多くの項目の最下部等に記載している場合

II.2. (2) パーソナルデータの利用目的に係る記載方法

パーソナルデータの利用目的に係る記載方法については、以下の点を満たすことが求められる。

評価項目 4：事業者が取得するパーソナルデータの利用目的の特定性・具体性

取得するパーソナルデータの利用目的を特定し、具体的に記載していること

【評価の観点】

現行の利用規約等においては、取得するパーソナルデータを、将来新たな目的で利用する可能性があることを考慮し、利用目的を消費者に説明する際に、抽象的な記載をしている場合が多い。その結果、消費者には不透明な記載と見えてしまい、不安感を惹起する要因となり得る。このため、パーソナルデータの利用目的を特定し、具体的に記載することが重要である。

本評価項目では、パーソナルデータの利用目的が、消費者が不安に感じたり、誤解をしたりすることがない程度に特定・具体化されているかを確認する。

【本評価項目を満たしていると評価できる例】

- メールアドレスの利用目的について、「本サービスに関するお知らせを電子メールで送信するために利用します」と記載するなど、消費者が具体的な利用方法を想起できるように具体化して記載している場合

【本評価項目を満たしていないと判断される例】

- 定期的にダイレクトメールを送付する目的で住所を取得しているにも関わらず、「マーケティングに利用するため」としか記載していない場合

評価項目 5：事業者が取得するパーソナルデータの項目と利用目的の対応

パーソナルデータの利用目的が、取得するパーソナルデータの項目と対応して記載されていること

【評価の観点】

事業者が取得するパーソナルデータのどの項目がどのような目的で利用されているかについて不明確であると、消費者の正確な理解が進まず、不安感を惹起する要因となり得る。このため、事業者が取得するパーソナルデータの項目とその利用目的について、それぞれを対応させて分かりやすく記載する必要がある。

本評価項目では、利用目的が取得するパーソナルデータの項目と対応して記載されてい

るかを確認する。

【本評価項目を満たしていると評価できる例】

- 住所・氏名・電話番号の利用目的については「商品の配送に利用するため」、商品の検索履歴の利用目的については「おすすめの商品を紹介するため」と記載するなど、取得するパーソナルデータのそれぞれの項目について、利用目的を対応させて記載している場合

【本評価項目を満たしていないと判断される例】

- 取得するパーソナルデータの項目と利用目的はそれぞれ具体的に記載されているが、「これらのパーソナルデータは、マーケティング及び商品開発に活用します」というように、パーソナルデータのそれぞれの項目について個別に利用目的に対応させて記載していない場合
- 取得しているパーソナルデータの項目が利用目的と対応していない、又は概括的な利用目的としか対応していない場合

評価項目 6：事業者が取得するパーソナルデータの利用目的の明確な記載

取得するパーソナルデータの利用目的のうち、消費者にとって分かりにくいものを明確に記載していること

【評価の観点】

パーソナルデータの取扱いについて消費者の正しい理解を得るには、消費者にとって、サービスの内容やパーソナルデータの取得の経緯等から想像できるパーソナルデータの利用目的よりも、容易には想像しづらい利用目的について情報を適切に提供することが重要である。そのため、消費者が想像することが困難な利用目的、意外に思うような利用目的を特に明確に記載することが求められる。

本評価項目では、サービスの内容やパーソナルデータの取得の経緯から想像することが困難な消費者にとって分かりにくいパーソナルデータの利用目的について、明確に記載されているかを確認する。

【本評価項目を満たしていると評価できる例】

- スマートフォン向け地図サービスで取得した位置情報を、広告配信に用いる場合、位置情報を広告配信にも用いることの説明を四角で囲むなどして目に付き易いようにした上で、誤解や勘違いが生じることのないように丁寧かつ分かり易く説明している場合

【本評価項目を満たしていないと判断される例】

- スマートフォン向け地図サービスで取得した位置情報を、広告配信に用いる場合、一般消費者にとって想像しにくいと考えられる広告配信での利用を、目に付き易いようにするための配慮をすることなく、他に列挙される数多くの項目の最下部等に記載している場合

II.2. (3) 第三者への提供の有無及びパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先に係る記載方法

取得するパーソナルデータの第三者への提供の有無及び提供先に係る記載事項については、以下の点を満たすことが求められる。

評価項目 7：パーソナルデータの当該事業者以外の者への提供の有無、提供先及び提供目的の明記

事業者が取得するパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する場合、その提供先（事後的に提供先を変更する場合は提供先の選定条件を含む）及び提供目的が記載されていること

【評価の観点】

消費者にとって、自らのパーソナルデータや、自らのパーソナルデータを加工したデータを誰が保有しているかは重要な関心事項である。特に、消費者がパーソナルデータを直接提供した事業者以外の想定外の者に提供された場合には、不安感が惹起され後々のトラブルにつながるほか、消費者がパーソナルデータの提供に消極的になる可能性もある。多くの利用規約等では、パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する場合に、その提供先を具体的に明示していないが、消費者の理解増進及び安心感の向上という観点からは、可能な限り提供先を明示していくことが必要である。また、この観点からは、パーソナルデータの取得後に提供先を変更する場合は、取得時において、消費者に対しておおよその提供先事業者の属性等の外延を、提供先事業者選定基準を明示するなどの方法により示しておく必要がある。

本評価項目では、それぞれのサービスの実態を踏まえた上で、パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先が可能な限り具体的に明示されているか、パーソナルデータの取得後に提供先事業者を変更する場合は提供先の選定基準等、変更後の提供先の外延を消費者が事前に予想できるような説明がなされているか確認する。

また、事業者が取得するパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータについて第三者に提供する場合には、消費者の意図しないパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの利用を防ぐため、その提供の目的を消費者に伝えておくことが必要である。本評価項目では、取得するパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する際に、その提供目的が消費者に対して適切に示されているかについても確認する。

【本評価項目を満たしていると評価できる例】

- パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先について、具体的な会社名を記載している場合

- パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先について、「〇〇事業を行う当社の子会社」と記載した上で、当該文字列から該当する子会社の一覧にリンクを設定している場合
- Web サイトの閲覧履歴を加工した上で営利目的で第三者に販売していることを、消費者が容易に確認できる形で閲覧履歴の利用目的等に記載している旨を説明している場合

【本評価項目を満たしていないと判断される例】

- パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先について、「提携先」などと記載されているだけで、消費者が具体的にどの会社が自分のパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供を受けているのか、通常の注意をもって確認しても判然としない場合
- パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先として「〇〇サービス加盟店」や「取引先企業」などと記載し、パーソナルデータの取得後に対象となった加盟店や取引先企業などに対してもパーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータを提供している場合で、取得時の消費者の合理的な判断によっても、提供先の具体的範囲を認識できない場合
- パーソナルデータやパーソナルデータを加工したデータの提供先について、パーソナルデータの取扱いに関する情報とは別に外部リストなどで記載しており、リストに変更があった場合に消費者が確認できない場合

評価項目 8：事業者がパーソナルデータを加工して第三者に提供する場合の加工方法の記載

事業者が取得したパーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する場合、その加工方法が記載されていること

【評価の観点】

パーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する場合は、単に加工している旨を記載するのではなく、その具体的加工方法を消費者に分かりやすく伝えることが、消費者の理解を得る上では必要である。

本評価項目では、取得したパーソナルデータを加工したデータを第三者に提供する際に、その加工の具体的内容が消費者に分かりやすく説明されているかを確認する。

【本評価項目を満たしていると評価できる例】

- Web サイトの閲覧履歴を加工した上で第三者に販売していることを、消費者が容易に確認できる形で閲覧履歴の利用目的等に記載し、加工方法として、都道府県

単位の男女別閲覧実績情報に加工している旨を説明している場合

【本評価項目を満たしていないと判断される例】

- ▶ 第三者にパーソナルデータを加工したデータを提供しているにも関わらず、単に「個人情報提供していません」「匿名化した情報のみを提供しております」等と説明している場合

II.2. (4) 消費者によるパーソナルデータの提供の停止の可否及びその方法に係る記載方法

消費者によるパーソナルデータの提供の停止の可否と停止方法に係る記載方法については、以下の点を満たすことが求められる。

評価項目 9：事業者が取得するパーソナルデータの取得中止・利用停止に係る記載

消費者が事業者によるパーソナルデータの取得の中止又は利用の停止が可能であるかが記載され、可能である場合には取得の中止方法又は利用の停止方法を明示して記載していること

【評価の観点】

事業者が、消費者から要請があればパーソナルデータの取得の中止又は利用の停止に応じる仕組みを設けていたとしても、そのための要請方法が消費者に伝わらなければ、消費者とのトラブルにつながる可能性がある。また、要請に応じて何を中止・停止するのかも、分かりやすく説明される必要がある。

本評価項目では、消費者からのパーソナルデータの取得の中止又は利用の停止に係る要請を受け付ける方法及び取得の中止・利用の停止の別を消費者に分かるように明示しているかを確認する。

【本評価項目を満たしていると評価できる例】

- ▶ 事業者が取得するパーソナルデータの項目それぞれについて、取得を中止することができるか否か説明しており、当該説明に続けて、取得を中止する方法を説明するページへのリンクを設置するなど、消費者が通常の注意をもって確認すれば中止の要請を行うための具体的な方法が確認できるようになっており、消費者がいつでも取得中止を選択することが可能となっている場合

【本評価項目を満たしていないと判断される例】

- パーソナルデータの取得の中止が可能であると説明しているにもかかわらず、消費者が通常の注意をもって確認してもその方法が判然としない場合
- 単に「本サービスのご利用をやめることができます」等と記載されるのみで、パーソナルデータの取得の中止なのか、取得は継続するが利用を停止するのかが判然としない場合

III 評価の実施方法

本評価基準に基づく評価は、Ⅱ. 1. 及びⅡ. 2. で定める各評価項目に基づき行う。

1. 評価項目に基づく評価

評価者は、Ⅱ. 1. 及びⅡ. 2. で定める各評価項目に基づき、以下に示す三段階で評価を実施する。

- 良 (○) : 評価項目を満たしており、消費者の正しい理解を得る上で、十分に分かり易い記載である。
- 可 (△) : 評価項目を概ね満たしているが、修正をした方が望ましいと考えられる記載である。
- 不可 (×) : 評価項目を満たしておらず、評価項目に基づく修正が必要な記載である。
- 評価なし (－) : 評価項目に対する明確な内容が示されておらず、当該評価項目に対して評価を実施できない内容である、又は評価項目に対応する記載が不要である。

2. 評価結果に基づくコメント

評価者は、評価結果に基づき、評価結果の理由等について、該当する評価項目ごとにコメントを行う。コメントは、以下の観点で実施する。

- 良 (○) : コメントは任意。
- 可 (△) : コメントは必須。評価結果が「良」ではなく「可」である理由について、該当箇所や具体的内容をコメントする。
- 不可 (×) : コメントは必須。評価結果が「不可」である理由について、該当箇所や具体的内容をコメントする。
- 評価なし (－) : コメントは必須。評価に値しない理由又は評価が不要である理由について、該当箇所や具体的内容をコメントする。

4. 3. 助言

評価者は、評価結果及び評価コメントに基づき、評価結果が「可」以下であった評価項目について、改善策等の助言を行う。助言は、以下の観点で実施する。

- 良 (○) : 助言は不要。但し、任意に助言することを妨げない。
- 可 (△) : 助言は必須。評価結果を「良」とするために、どのような改善策を講じるべきか、該当箇所を示すとともに、具体的な改善策の案について助言する。

不可（×） : 助言は必須。評価結果を「良」とするために、どのような改善策を講じるべきか、該当箇所を示すとともに、具体的な改善策の案について助言する。

評価なし（－） : 助言は任意。